

議案第24号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	23	消防団の取扱いに関すること					関係項目
調整方針	1 消防団は、合併時に統合する。 2 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。						
現況							調整理由・課題
1 消防団の現況							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・ 合併し、市が広範囲になるが、消防の必要性に変化はなく、現状で各地域に配属しておく必要がある。 ・ また、命令系統を円滑にする必要性から、合併時に新たに組織を統合する必要がある。 【課題】 ・ 役場職員で組織する分団の取扱い、女性団員の取扱い、ラッパ隊の取扱い、昼間時間員の取扱いを検討する必要がある。
(1)分団数、定員	・分団数 8分団及び3班 ・定員 160人 ・現員 158人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 5分団 ・定員 128人 ・現員 114人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 3分団 ・定員 60人 ・現員 57人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 5分団 ・定員 118人 ・現員 106人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	・分団数 5分団 ・定員 130人 ・現員 130人 ・団長任期 2年 ・改選 平成15年	・分団数 3分団 ・定員 92人 ・現員 91人 ・団長任期 2年 ・改選 平成16年	
(2)報酬・階級【H15予算額】	・報酬(年額) 団長 403,000円 副団長 287,000円 分団長 201,000円 副分団長 163,000円 班長 64,000円 団員 47,000円	・報酬(年額) 団長 260,000円 副団長 163,000円 本部部长 150,000円 分団長 139,000円 副分団長 80,000円 部長 70,000円 班長 60,000円 団員 30,000円	・報酬(年額) 団長 181,700円 副団長 96,800円 ラッパ長 83,800円 分団長 83,800円 副分団長 51,900円 ポンプ班長 49,600円 班長 40,100円 団員 20,100円	・報酬(年額) 団長 265,000円 副団長 170,000円 分団長 130,000円 副分団長 75,000円 部長 60,000円 ポンプ班長 55,000円 班長 48,000円 団員 30,000円	・報酬(年額) 団長 319,000円 副団長 194,000円 ラッパ長 146,000円 副ラッパ長 88,000円 分団長 146,000円 副分団長 88,000円 班長 50,000円 機関員 83,000円 団員 40,000円	・報酬(年額) 団長 320,000円 副団長 190,000円 ラッパ長 150,000円 副ラッパ長 89,000円 分団長 150,000円 副分団長 89,000円 部長 62,000円 班長 53,000円 団員 42,000円 団員(昼間時) 20,000円	
(3)出動手当	なし	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,500円 警戒 1,500円 訓練 1,500円 捜索 1,500円	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,600円 警戒 1,600円 訓練 1,600円 その他 1,600円	・出動手当等(1回1人) 水火災 2,000円 警戒 1,600円 訓練 1,600円 その他 1,600円	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,500円 警戒 1,500円 訓練 1,500円 年間定額(14,000円)	・出動手当等(1回1人) 水火災 1,300円 警戒 1,300円 訓練 1,300円 13回限度16,900円	
(4)行事	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒 春秋模擬火災訓練	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 模擬火災訓練 歳末特別警戒	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末特別警戒 水難訓練	出初式 ソフトボール大会 ポンプ操法競技会 秋季点検 歳末夜警	
(5)任用条件	・分団の受持区域に居住する18歳以上の者 ・素行善良、身体強健であって、団員として適切な者 ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号の1に該当しない者(条例による)	・年齢18歳以上60歳以下の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者(条例による)	・消防団の区域内に住居し又は勤務する者 ・18歳以上の者 ・志操堅固で身体強健な者(条例による)	・子持村に居住し、又は勤務する者で、年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 ・その他団長が特に必要と認める者(条例による)	・赤城村に居住し、又は勤務する者で、年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 ・その他団長が特に必要と認める者(条例による)	・北橋村に居住する者 ・18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者(条例による)	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		23 消防団の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題																																																												
現				況																																																																
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																																														
(6) 消防運営交付金・協力金等 【H15予算額】	・消防団運営交付金 3,344,000円	・消防運営交付金 本部 130,000円 ・消防関係委託料 分団 分団割320,000円 但し5個分団分 世帯割164,000円 但し5個分団分 分団割450,000円 但し5個分団分及び本部 ・ポンプ管理業務委託料 116,000円 但し5個分団9ポンプ分	・消防団運営交付金 2,517,500円	・消防団運営委託料 団本部 400,000円 分団 3,955,200円 38,400円/1人当たり	・消防団運営委託料 団本部 950,000円	・消防団運営交付金 本部 1,270,000円 分団 1,305,000円 ・ポンプ操法交付金 330,000円 ・消防団活性化事業交付金 200,000円 ・地区防災組織活動補助金 800,000円																																																														
(7) 退職報奨金制度	<p>・渋川市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例 退職報奨金支給額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>3年以上 5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>96,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>91,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>86,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>76,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>66,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5年以上については、群馬県市町村総合事務組合と同様である。</p>	階級	3年以上 5年未満	団長	121,000円	副団長	96,000円	分団長	91,000円	副分団長	86,000円	班長	76,000円	団員	66,000円	<p>・群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>187,000円</td> <td>292,000円</td> <td>407,000円</td> <td>542,000円</td> <td>727,000円</td> <td>927,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>177,000円</td> <td>277,000円</td> <td>377,000円</td> <td>482,000円</td> <td>657,000円</td> <td>857,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>167,000円</td> <td>262,000円</td> <td>357,000円</td> <td>457,000円</td> <td>607,000円</td> <td>797,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>162,000円</td> <td>247,000円</td> <td>332,000円</td> <td>422,000円</td> <td>572,000円</td> <td>757,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>152,000円</td> <td>227,000円</td> <td>302,000円</td> <td>382,000円</td> <td>512,000円</td> <td>682,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>142,000円</td> <td>212,000円</td> <td>282,000円</td> <td>357,000円</td> <td>467,000円</td> <td>637,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団長	187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円	927,000円	副団長	177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円	857,000円	分団長	167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円	797,000円	副分団長	162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円	757,000円	班長	152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円	682,000円	団員	142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円	637,000円			
階級	3年以上 5年未満																																																																			
団長	121,000円																																																																			
副団長	96,000円																																																																			
分団長	91,000円																																																																			
副分団長	86,000円																																																																			
班長	76,000円																																																																			
団員	66,000円																																																																			
階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																														
団長	187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円	927,000円																																																														
副団長	177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円	857,000円																																																														
分団長	167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円	797,000円																																																														
副分団長	162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円	757,000円																																																														
班長	152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円	682,000円																																																														
団員	142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円	637,000円																																																														
(8) 消防賞じゅつ金制度	<p>・渋川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円</p>	<p>・群馬県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金条例 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円</p>																																																																		

協議項目	23 消防団の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>消防組織法(抜粋)</p> <p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。</p> <p>第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。</p> <p>第15条の2 消防団に消防団員を置く。 2 消防団員の定員は、条例で定める。</p> <p>第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。</p> <p>第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。</p> <p>第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。</p> <p>第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p>			
2 先進地事例			
<p>西 東 京 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団については、合併時に統合する。 	<p>さいたま市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。 	<p>さぬき市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合する。 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。 	
<p>篠山市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。 	<p>東かがわ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称、区域については、合併時に統合する。 任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、調整し新町に引き継ぐ。 現に引田町、白鳥町及び大内町の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新町に引き継ぐ。 出動指令体制は、合併時に統合する。 消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。 消防施設整備については、新町において調整する。 私設消防組等の取扱いについては現行どおり、新町に引き継ぐ。 	<p>山県市</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団については、合併時に統合する。 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。 	